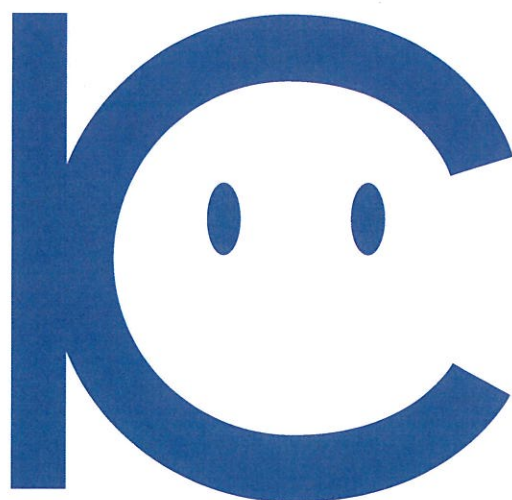


重要事項説明書



株式会社共働ケア
光訪問看護ステーション

株式会社 共働ケア
光訪問看護ステーション

大阪府八尾市本町 2-8-3

TEL 072-943-0671

FAX 072-943-0673

光訪問看護ステーション重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「八尾市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 29 年八尾市条例第 57 号）の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 共働ケア（きょうどうけあ）
代表者氏名	代表取締役 大日方 輝皇
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒581-0003 大阪府八尾市本町 2-8-3 1階 電話 072-943-0671
法人設立年月日	平成 22 年 1 月 29 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	光訪問看護ステーション
介護保険指定 事業者番号	大阪府指定 2765590191
事業所所在地	大阪府八尾市本町 2 丁目 8-3 1階
連絡先 相談担当者名	連絡先電話 072-943-0671 相談担当者氏名 大日方 輝皇
事業所の通常の 事業の実施地域	八尾市、柏原市、藤井寺市、東大阪市、松原市、大阪市平野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	1. 利用者が安心して在宅療養できるように支援する。 2. 在宅でのリハビリを提供し自立を促す。 3. 在宅療養の生活援助を行い、QOL (生活の質) を向上させる。
運営の方針	利用者が可能な限り、居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようその療養生活を支援し心身の機能回復を目指す。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (12 月 30 日～1 月 3 日までを除く)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～土曜日(12月30日～1月3日までを除く)
サービス提供時間	午前9時～午後5時

(5) 事業所の職員体制

管 理 者	看護師 大日方 輝皇
-------	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 	常 勤 1名 (兼務)
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	常 勤 1名 (兼務)
看護職員 (看護師・ 准看護師)	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 3名 (兼務)
理学療法士	<ol style="list-style-type: none"> 1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護によるリハビリテーションを提供します。 2 訪問日、提供したリハビリテーション内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 	常 勤 3名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	自宅で療養される方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーションの看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。また、必要に応じて理学療法士や作業療法士等が訪問し、リハビリを行います。

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

訪問看護【看護師・准看護師が訪問：1割負担の場合】

サービス提供時間数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,360	336	5,040	504	8,806	881	12,070	1,207
	3,024	302	4,536	454	7,925	793	10,863	1,086
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,200	420	6,300	630	11,008	1,101	15,088	1,509
	3,780	378	5,670	567	9,907	991	13,579	1,358
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,040	504	7,560	756	13,209	1,321	18,105	1,811
	4,536	454	6,804	680	11,888	1,189	16,295	1,630

訪問看護【看護師・准看護師が訪問：2割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,360	672	5,040	1,008	8,806	1,761	12,070	2,414
	3,024	605	4,536	907	7,925	1,585	10,863	2,173
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,200	840	6,300	1,260	11,008	2,202	15,088	3,018
	3,780	756	5,670	1,134	9,907	1,981	13,579	2,716
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,040	1,008	7,560	1,512	13,209	2,642	18,105	3,621
	4,536	907	6,804	1,361	11,888	2,378	16,295	3,259

訪問看護【看護師・准看護師が訪問：3割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,360	1,008	5,040	1,512	8,806	2,642	12,070	3,621
	3,024	907	4,536	1,361	7,925	2,378	10,863	3,259
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,200	12,620	6,300	1,890	11,008	3,302	15,088	4,526
	3,780	1,134	5,670	1,701	9,907	2,972	13,579	4,074
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	5,040	1,512	7,560	2,268	13,209	3,963	18,105	5,432
	4,536	1,361	6,804	2,041	11,888	3,566	16,295	4,889

介護予防訪問看護【看護師・准看護師が訪問：1割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,242	324	4,826	483	8,496	850	11,663	1,166
	2,918	292	4,343	434	7,646	765	10,497	1,050
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,053	405	6,033	603	10,620	1,062	14,579	1,458
	3,648	365	5,429	543	9,558	956	13,121	1,312
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,863	486	7,239	724	12,744	1,274	17,495	1,750
	4,377	438	6,515	652	11,469	1,147	15,746	1,575

介護予防訪問看護【看護師・准看護師が訪問：2割負担の場合】

サービス提供時間帯 サービス提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,242	648	4,826	965	8,496	1,700	11,663	2,333
	2,918	584	4,343	869	7,646	1,530	10,497	2,100
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,053	811	6,033	1,207	10,620	2,124	14,579	2,916
	3,648	730	5,429	1,086	9,558	1,912	13,121	2,624
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,863	973	7,239	1,448	12,744	2,549	17,495	3,499
	4,377	875	6,515	1,303	11,469	2,294	15,746	3,150

介護予防訪問看護【看護師・准看護師が訪問：3割負担の場合】

サービス提供時間帯 サービス提供時間数	20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	3,242	973	4,826	1,448	8,496	2,549	11,663	3,499
	2,918	875	4,343	1,303	7,646	2,294	10,497	3,150
早朝・夜間 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,053	1,216	6,033	1,810	10,620	3,186	14,579	4,374
	3,648	1,094	5,429	1,629	9,558	2,867	13,121	3,936
深夜 (上段：看護師による場合 下段：准看護師による場合)	4,863	1,459	7,239	2,172	12,744	3,823	17,495	5,249
	4,377	1,313	6,515	1,955	11,469	3,441	15,746	4,724

訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：1割負担の場合】

サービス提供時間帯 サービス提供時間数	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,146	315	6,292	630	8,507	851
早朝・夜間	3,933	393	7,865	787	10,634	1,063
深夜	4,719	472	9,438	944	12,761	1,276

訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：2割負担の場合】

サービス提供時間帯 サービス提供時間数	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,146	630	6,292	1,260	8,507	1,702
早朝・夜間	3,933	786	7,865	1,574	10,634	2,126
深夜	4,719	944	9,438	1,888	12,761	2,552

訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：3割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,146	945	6,292	1,890	8,507	2,552
早朝・夜間	3,933	1,179	7,865	2,361	10,634	3,190
深夜	4,719	1,416	9,438	2,832	12,761	3,828

介護予防訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：1割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,039	304	6,078	608	8,218	822
早朝・夜間	3,799	380	7,598	760	10,273	1,028
深夜	4,559	456	9,117	1,823	12,327	1,233

介護予防訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：2割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,039	608	6,078	12,616	8,218	1,644
早朝・夜間	3,799	760	7,598	1,520	10,273	2,055
深夜	4,559	912	9,117	1,823	12,327	2,465

介護予防訪問看護【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問：3割負担の場合】

サービス提供回数 サービス提供時間帯	20分		40分		60分	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
昼間	3,039	912	6,078	1,823	8,218	2,465
早朝・夜間	3,799	1,140	7,598	2,280	10,273	3,082
深夜	4,559	1,368	9,117	2,735	12,327	3,698

【サービス提供時間帯の区分】

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時間帯	午前6時から 午前9時まで	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

加 算	利用料	利用者負担額	算 定 回 数 等
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,420 円	642 円 (1 割負担) 1,284 円 (2 割負担) 1,926 円 (3 割負担)	退院又は退所後の初回の訪問の際に、1 回 (特別な 管理を要する者である場合、2 回) (但し、初回加算を算定する場合は、算定できない)
初 回 加 算 (I)	3,745 円	375 円 (1 割負担) 749 円 (2 割負担) 1,124 円 (3 割負担)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪 問看護を提供した場合に 1 回 (但し、退院時共同指 導加算を算定する場合は、算定できない)
初 回 加 算 (II)	3,210 円	321 円 (1 割負担) 642 円 (2 割負担) 963 円 (3 割負担)	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、訪 問看護を提供した場合に 1 回 (但し、退院時共同指 導加算を算定する場合は、算定できない)
緊 急 時 訪 問 看 護 加 算 (I)	6,420 円	642 円 (1 割負担) 1,284 円 (2 割負担) 1,926 円 (3 割負担)	1 月に 1 回
緊 急 時 訪 問 看 護 加 算 (II)	6,142 円	614 円 (1 割負担) 1,228 円 (2 割負担) 1,843 円 (3 割負担)	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算 (I)	5,350 円	535 円 (1 割負担) 1,070 円 (2 割負担) 1,605 円 (3 割負担)	1 月に 1 回
特 別 管 理 加 算 (II)	2,675 円	268 円 (1 割負担) 535 円 (2 割負担) 803 円 (3 割負担)	1 月に 1 回
訪 問 看 護 サ ー ビ ス 提 供 体 制 加 算 1	64 円	7 円 (1 割負担) 13 円 (2 割負担) 20 円 (3 割負担)	1 回の訪問につき
看 護 ・ 介 護 職 員 連 携 強 化 加 算	2,675 円	268 円 (1 割負担) 535 円 (2 割負担) 803 円 (3 割負担)	1 月に 1 回

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数 (計画時間数) によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行いません。
- ※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合) 上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給 (利用者負担額を除く) 申請を行ってください。
- ※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問

看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

【特別管理加算（Ⅰ）の対象】

在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置カテーテル等を使用している状態であること

【特別管理加算（Ⅱ）の対象】

- ① 在宅自己腹膜灌かん流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態
- ② 気管カニューレ、ドレーンチューブを使用している状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を越える褥瘡

※ 主治医（介護老人保健施設の医師を除く。）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。（このことについては、別途説明します。）

4 その他の費用について

①その他の費用	衛生材料費等は実費をご負担願います。
②サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	利用者（お客様）の別途負担となります。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	毎月、10 日までに前月の請求をいたします。
利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	① 金融機関による自動払い込み 指定の預金・貯金口座から、毎月 27 日に引き落としいたします。 ② 現金払い サービス提供時にお支払い願います。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名	大日方 輝皇
	連絡先電話番号	072-943-0671
	F A X 番号	072-943-0673
	受付日	月曜日～金曜日
	受付時間	午前9時から午後5時

※ 担当する看護職員としては、利用者のご希望をできるだけ尊重し調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 大日方 輝皇
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 従業者が支援に当たっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した
------------------------	------------------------------------------------

	<p>「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

主治医		医療機関名	
		住 所	
		氏 名	
		電 話 番 号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名(続柄)		
	住 所		
	電 話 番 号		
自宅電話番号			

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	有限会社 訪問看護事業共済会
保 険 名	訪問看護事業者総合補償制度
保障の概要	賠償責任保険 傷害保険 感染症見舞金補償 等

12 身分証携行義務について

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握について

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携について

- (1) 訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録について

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から2年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

16 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 理学療法士等の訪問について

- (1) 当事業所からの理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるという位置づけのものです。
- (2) 理学療法士等が訪問看護を提供している場合は、利用者の状況や実施した看護（看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む）の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成します。
- (3) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切に評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりにさせる訪問です。
- (4) 当事業所を含む複数の事業所から訪問看護（介護予防訪問看護）を提供している場合は、当事業所の計画書及び報告書の作成にあたっては当該複数の事業所間において十分な連携を図ったうえで作成しますので、他事業所の看護職員の訪問をもって代替する場合があります。

18 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先：072-943-0671)

- (2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月					
火					
水					
木					
金					
土					
日					
1週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	0円

(3) その他の費用

サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
--------------------------------------	----------------------

(4) 1 か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ①提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- ②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ、聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行う。
 - 管理者は訪問看護師・理学療法士等に事実関係の確認を行う。
 - 相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い、時下の対応を決定する。
 - 対応の内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までに連絡する）

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 担当者 大日方 輝皇 職名 管理者	所在地 大阪府八尾市本町2丁目8-3 1階 電話番号 072-943-0671 ファックス番号 072-943-0673 受付時間 午前9時から午後5時 （月曜日から金曜日）
-----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

【市町村（保険者）の窓口】 八尾市役所 高齢介護課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府八尾市本町一丁目1番1号 072-924-9360 午前9時から午後5時 (月曜日から金曜日)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 受付時間	大阪府大阪市中央区常盤町1丁目3番8号中央大通FNビル内 06-6949-5309 午前9時から午後5時 (月曜日から金曜日)

20 重要事項説明の年月日について

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	----------

上記内容について、「八尾市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成29年八尾市条例第57号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府八尾市本町2丁目8-3 1階	
	法人名	株式会社 共働ケア	
	代表者名	代表取締役 大日方 輝皇	印
	事業所名	光訪問看護ステーション	
	説明者氏名	大日方 輝皇	印

上記内容の説明を事業者から確かに受け、同意いたします。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印